

		地下に設ける変圧器	1 平方メートル 1 年につき	<u>530 円</u>			地下に設ける変圧器	1 平方メートル 1 年につき	<u>510 円</u>
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	<u>1,800 円</u>			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	<u>1,700 円</u>
		郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	<u>740 円</u>			郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	<u>720 円</u>
		広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,200 円</u>			広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,400 円</u>
		その他のもの	1 平方メートル 1 年につき	<u>1,800 円</u>			その他のもの	1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700 円</u>
	道路法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件を埋設する場合	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>37 円</u>			道路法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件を埋設する場合	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>36 円</u>
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>53 円</u>				長さ 1 メートル 1 年につき	<u>51 円</u>

	未満のもの				未満のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79 円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77 円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110 円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100 円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160 円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>150 円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210 円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200 円</u>
	外径が0.4メートル以上	長さ1メートル1年	<u>370 円</u>		外径が0.4メートル以上	長さ1メートル1年	<u>360 円</u>

	以 上 0.7 メ ートル 未満の もの	につき			以 上 0.7 メ ートル 未満の もの	につき	
	外径が 0.7 メ ートル 以上1 メート ル未満 のもの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>530 円</u>		外径が 0.7 メ ートル 以上1 メート ル未満 のもの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>510 円</u>
	外径が 1 メー トル以 上のも の	長さ1 メート ル1年 につき	<u>1,100 円</u>		外径が 1 メー トル以 上のも の	長さ1 メート ル1年 につき	<u>1,000 円</u>
	通路、水路、建 物の敷地、資材 置場等として 使用する場合	1 平方 メート ル1年 につき	土地の固 定資産税 路線価又 は標準宅 地価格に <u>100 分の</u> <u>2.2</u> を乗 じて得た 額		通路、水路、建 物の敷地、資材 置場等として 使用する場合	1 平方 メート ル1年 につき	土地の固 定資産税 路線価又 は標準宅 地価格に <u>100 分の</u> <u>2.3</u> を乗 じて得た 額
建物		1 平方 メート ル1年 につき	建物評価 額に 100 分の 7.2 を乗じて 得 た 額 に、土地 の固定資 産税路線 価又は標 準宅地価 格に <u>100</u>	建物		1 平方 メート ル1年 につき	建物評価 額に 100 分の 7.2 を乗じて 得 た 額 に、土地 の固定資 産税路線 価又は標 準宅地価 格に <u>100</u>

		<u>分の 2.2</u> を乗じて 得た額を 加算した 額			<u>分の 2.3</u> を乗じて 得た額を 加算した 額
備考			備考		
1 から 5 まで 略			1 から 5 まで 略		
6 東浦町道路占用料条例（昭和 62 年東浦町条例第 15 号）第 2 条第 3 項各号に掲げる物件を設置するために土地を使用する場合における使用料の額は、この表の規定にかかわらず <u>平成 29 年東浦町告示第 8 号</u> により算定した額とする。			6 東浦町道路占用料条例（昭和 62 年東浦町条例第 15 号）第 2 条第 3 項各号に掲げる物件を設置するために土地を使用する場合における使用料の額は、この表の規定にかかわらず <u>昭和 62 年東浦町告示第 22 号</u> により算定した額とする。		
7 略			7 略		

（東浦町都市公園条例の一部改正）

第 2 条 東浦町都市公園条例（昭和 57 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表第 2（第 9 条関係） 都市公園使用料				別表第 2（第 9 条関係） 都市公園使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
公園施設を設ける場合の項及び公園施設を管理する場合の項 略				公園施設を設ける場合の項及び公園施設を管理する場合の項 略			
道路 法 （昭 和 27 年法 律第 180 号） 第 32 条第 1 項 第 1 号に	第 1 種電柱	1 本 1 年につ き	<u>990 円</u>	道路 法 （昭 和 27 年法 律第 180 号） 第 32 条第 1 項 第 1 号に	第 1 種電柱	1 本 1 年につ き	<u>950 円</u>
	第 2 種電柱及び第 3 種電柱 略			和 27 年法 律第 180 号） 第 32 条第 1 項 第 1 号に	第 2 種電柱及び第 3 種電柱 略		
	第 1 種電話柱	1 本 1 年につ き	<u>880 円</u>	和 27 年法 律第 180 号） 第 32 条第 1 項 第 1 号に	第 1 種電話柱	1 本 1 年につ き	<u>850 円</u>
	第 2 種電話柱及び第 3 種電話柱 略			和 27 年法 律第 180 号） 第 32 条第 1 項 第 1 号に	第 2 種電話柱及び第 3 種電話柱 略		
	その他の柱類	1 本 1 年につ き	<u>88 円</u>	和 27 年法 律第 180 号） 第 32 条第 1 項 第 1 号に	その他の柱類	1 本 1 年につ き	<u>85 円</u>
共架電線その他上空に設ける線類				共架電線その他上空に設ける線類			

掲げる工 作物 の敷 地と して 使用 する 場合	及び地下に設ける電線その他の線 類 略		
	地上に設ける 変圧器	1個1 年につ き	<u>860 円</u>
	地下に設ける 変圧器	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>530 円</u>
	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1個1 年につ き	<u>1,800 円</u>
	郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1個1 年につ き	<u>740 円</u>
	広告塔	表示面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>2,200 円</u>
	その他のもの	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>1,800 円</u>
道路 法第 32条 第1 項第 2号 に掲	外径が0.07メ ートル未満の もの	長さ1 メート ル1年 につ	<u>37 円</u>
	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満	長さ1 メート ル1年	<u>53 円</u>
掲げる工 作物 の敷 地と して 使用 する 場合	及び地下に設ける電線その他の線 類 略		
	地上に設ける 変圧器	1個1 年につ き	<u>830 円</u>
	地下に設ける 変圧器	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>510 円</u>
	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1個1 年につ き	<u>1,700 円</u>
	郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1個1 年につ き	<u>720 円</u>
	広告塔	表示面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>2,400 円</u>
	その他のもの	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>1,700 円</u>
道路 法第 32条 第1 項第 2号 に掲	外径が0.07メ ートル未満の もの	長さ1 メート ル1年 につ	<u>36 円</u>
	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満	長さ1 メート ル1年	<u>51 円</u>

げる 物件 を埋 設す る場 合	のもの	につき		げる 物件 を埋 設す る場 合	のもの	につき	
	外径が0.1メー トル以上 0.15 メートル未満 のもの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>79 円</u>		外径が0.1メー トル以上 0.15 メートル未満 のもの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>77 円</u>
	外径が 0.15 メ ートル以上 0.2 メートル未満 のもの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>110 円</u>		外径が 0.15 メ ートル以上 0.2 メートル未満 のもの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>100 円</u>
	外径が0.2メー トル以上0.3メ ートル未満の もの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>160 円</u>		外径が0.2メー トル以上0.3メ ートル未満の もの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>150 円</u>
	外径が0.3メー トル以上0.4メ ートル未満の もの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>210 円</u>		外径が0.3メー トル以上0.4メ ートル未満の もの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>200 円</u>
	外径が0.4メー トル以上0.7メ ートル未満の もの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>370 円</u>		外径が0.4メー トル以上0.7メ ートル未満の もの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>360 円</u>
	外径が0.7メー トル以上1メ ートル未満の もの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>530 円</u>		外径が0.7メー トル以上1メ ートル未満の もの	長さ1 メート ル1年 につき	<u>510 円</u>
	外径が1メー トル以上のも の	長さ1 メート ル1年 につき	<u>1,100 円</u>		外径が1メー トル以上のも の	長さ1 メート ル1年 につき	<u>1,000 円</u>
行商、募金その他これらに類する行為を する場合の項から興行、展示会、集会そ の他これらに類する催しを行う場合の項 まで 略				行商、募金その他これらに類する行為を する場合の項から興行、展示会、集会そ の他これらに類する催しを行う場合の項 まで 略			
備考 略				備考 略			

(東浦町道路占用料条例の一部改正)

第3条 東浦町道路占用料条例（昭和62年東浦町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用 物件 の種 類	区分	単位	占用料	占用 物件 の種 類	区分	単位	占用料
法第 32条 第1 項第 1号 に掲 げる 工作 物	第1種電柱	1本1 年につ き	990円	法第 32条 第1 項第 1号 に掲 げる 工作 物	第1種電柱	1本1 年につ き	950円
	第2種電柱及び第3種電柱 略			第2種電柱及び第3種電柱 略			
	第1種電話柱	1本1 年につ き	880円	第1種電話柱	1本1 年につ き	850円	
	第2種電話柱及び第3種電話柱 略			第2種電話柱及び第3種電話柱 略			
	その他の柱類	1本1 年につ き	88円	その他の柱類	1本1 年につ き	85円	
	共架電線その他上空に設ける線類 及び地下に設ける電線その他の線 類 略			共架電線その他上空に設ける線類 及び地下に設ける電線その他の線 類 略			
	路上に設ける 変圧器	1個1 年につ き	860円	路上に設ける 変圧器	1個1 年につ き	830円	
	地下に設ける 変圧器	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	530円	地下に設ける 変圧器	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	510円	
	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1個1 年につ き	1,800円	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1個1 年につ き	1,700円	
	郵便差出箱及 び信書便差出	1個1 年につ	740円	郵便差出箱及 び信書便差出	1個1 年につ	720円	

	箱	き			箱	き	
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,200 円</u>		広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,400 円</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,800 円</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700 円</u>
法第 32 条 第 1 項 第 2 号	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>37 円</u>	法第 32 条 第 1 項 第 2 号	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>36 円</u>
に掲げる物件	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>53 円</u>	に掲げる物件	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>51 円</u>
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>79 円</u>		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>77 円</u>
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>110 円</u>		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>100 円</u>
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>160 円</u>		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>150 円</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>210 円</u>		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>200 円</u>

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370 円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>360 円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530 円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510 円</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100 円</u>		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000 円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800 円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700 円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,100 円</u>	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,200 円</u>
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	<u>660 円</u>		地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	<u>710 円</u>
	その他のもの	占用面積1平	<u>1,800 円</u>		その他のもの	占用面積1平	<u>1,700 円</u>

			方メー トル1 年につ き				方メー トル1 年につ き		
法第 32条 第1 項第 6号 に掲 げる 施設	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの		占用面 積1平 方メー トル1 日につ き	<u>22 円</u>	法第 32条 第1 項第 6号 に掲 げる 施設	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	占用面 積1平 方メー トル1 日につ き	<u>24 円</u>	
	その他のもの		占用面 積1平 方メー トル1 月につ き	<u>220 円</u>		その他のもの	占用面 積1平 方メー トル1 月につ き	<u>240 円</u>	
令第 7条 第1 号に 掲げ る物 件	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面 積1平 方メー トル1 月につ き	<u>220 円</u>	令第 7条 第1 号に 掲げ る物 件	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面 積1平 方メー トル1 月につ き	<u>240 円</u>
		その他 のもの	表示面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>2,200 円</u>			その他 のもの	表示面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>2,400 円</u>
	標識 略					標識 略			
	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的	1本1 日につ き	<u>22 円</u>		旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的	1本1 日につ き	<u>24 円</u>

		に設けるもの			
		その他のもの	1本1月につき	<u>220円</u>	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>22円</u>	
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220円</u>	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200円</u>	
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,100円</u>	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800円</u>	
令第7条第3号に掲げ			占用面積1平方メートル1年につ	A に <u>0.031</u> を乗じて得た額	

		に設けるもの			
		その他のもの	1本1月につき	<u>240円</u>	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>24円</u>	
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>240円</u>	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400円</u>	
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,200円</u>	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700円</u>	
令第7条第3号に掲げ			占用面積1平方メートル1年につ	A に <u>0.033</u> を乗じて得た額	

る施設			き		る施設			き	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	<u>220 円</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	<u>240 円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	<u>180 円</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	<u>170 円</u>
令第7条第11号に	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1	A に <u>0.022</u> を乗じて得た額		令第7条第11号に	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額	

掲げる応急仮設建築物	その他のもの	年につき 占用面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.031</u> を 乗じて得た額	掲げる応急仮設建築物	その他のもの	年につき 占用面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.033</u> を 乗じて得た額
備考 略				備考 略			

(東浦町公共用物管理条例の一部改正)

第4条 東浦町公共用物管理条例（平成12年東浦町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前						
別表（第 14 条関係）				別表（第 14 条関係）						
使用物件の種類	区分	単位	使用料	使用物件の種類	区分	単位	使用料			
柱類を設置する場合	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	<u>990 円</u>	柱類を設置する場合	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	<u>950 円</u>			
	第 2 種電柱及び第 3 種電柱 略				第 2 種電柱及び第 3 種電柱 略					
	第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	<u>880 円</u>		第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	<u>850 円</u>			
	第 2 種電話柱及び第 3 種電話柱 略		第 2 種電話柱及び第 3 種電話柱 略							
	その他の柱類	1 本 1 年につき	<u>88 円</u>					その他の柱類	1 本 1 年につき	<u>85 円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略							共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略		
地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	<u>860 円</u>	地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	<u>830 円</u>					

	地下に設ける 変圧器	使用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	<u>530 円</u>		地下に設ける 変圧器	使用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	<u>510 円</u>
	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1 個 1 年につ き	<u>1,800 円</u>		変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1 個 1 年につ き	<u>1,700 円</u>
	郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1 個 1 年につ き	<u>740 円</u>		郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1 個 1 年につ き	<u>720 円</u>
	広告塔	表示面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	<u>2,200 円</u>		広告塔	表示面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	<u>2,400 円</u>
	その他のもの	使用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	<u>1,800 円</u>		その他のもの	使用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	<u>1,700 円</u>
地下 に埋 設物 を設 置す る場 合	外径が 0.07 メ ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	<u>37 円</u>	地下 に埋 設物 を設 置す る場 合	外径が 0.07 メ ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	<u>36 円</u>
	外径が 0.07 メ ートル以上 0.1 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	<u>53 円</u>		外径が 0.07 メ ートル以上 0.1 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	<u>51 円</u>
	外径が 0.1 メー トル以上 0.15 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	<u>79 円</u>		外径が 0.1 メー トル以上 0.15 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	<u>77 円</u>

	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>110 円</u>		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>100 円</u>
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>160 円</u>		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>150 円</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>210 円</u>		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>200 円</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>370 円</u>		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>360 円</u>
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>530 円</u>		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>510 円</u>
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>1,100 円</u>		外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>1,000 円</u>
鉄道、軌道等を設置する場合		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,800 円</u>	鉄道、軌道等を設置する場合		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700 円</u>
露店商品置場を設置する場合	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>22 円</u>	露店商品置場を設置する場合	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>24 円</u>

合	その他のもの		使用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>220 円</u>	合	その他のもの		使用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240 円</u>
看板類等 を設置する場合	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>220 円</u>	看板類等 を設置する場合	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240 円</u>
		その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,200 円</u>			その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,400 円</u>
	標識 略					標識 略			
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本 1 日につき	<u>22 円</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本 1 日につき	<u>24 円</u>		
	その他のもの	1 本 1 月につき	<u>220 円</u>		その他のもの	1 本 1 月につき	<u>240 円</u>		
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その使用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>22 円</u>	幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その使用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>24 円</u>		

		るもの					
		その他 のもの	その使 用面積 1 平方 メートル1 月 につき	<u>220 円</u>			
	アーチ	車道を 横断す るもの	1 基 1 月につ き	<u>2,200 円</u>		アーチ	車道を 横断す るもの
		その他 のもの	1 基 1 月につ き	<u>1,100 円</u>			その他 のもの
通路、水路、建物の敷地、資材置場等として使用する場合			使用面積 1 平方メートル1 年につき	土地の固定資産税路線価又は標準宅地価格に <u>100 分の 2.2</u> を乗じて得た額		通路、水路、建物の敷地、資材置場等として使用する場合	
備考 略						備考 略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

道路占用料等の額を改めるため提案するものである。

議案第 17 号

令和 6 年度東浦町一般会計補正予算（第 13 号）

令和 6 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 491,679 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,377,591 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町税		8,693,099	441,074	9,134,173
	1 町民税	3,364,574	394,017	3,758,591
	2 固定資産税	4,265,358	61,101	4,326,459
	3 軽自動車税	143,564	4,577	148,141
	4 町たばこ税	306,383	△18,621	287,762
11 地方交付税		1,116,825	213,644	1,330,469
	1 地方交付税	1,116,825	213,644	1,330,469
13 分担金及び負担金		8,970	△2,287	6,683
	1 負担金	8,970	△2,287	6,683
14 使用料及び手数料		279,755	△67	279,688
	2 手数料	108,525	△67	108,458
15 国庫支出金		3,222,925	△166,039	3,056,886
	1 国庫負担金	1,617,824	55,278	1,673,102
	2 国庫補助金	1,593,823	△221,317	1,372,506
16 県支出金		1,448,977	△9,165	1,439,812
	1 県負担金	849,990	9,675	859,665
	2 県補助金	467,953	△16,599	451,354
	3 委託金	129,979	△2,241	127,738
17 財産収入		44,410	593	45,003
	1 財産運用収入	44,401	30	44,431
	2 財産売払収入	9	563	572
19 繰入金		1,210,429	△825,341	385,088
	1 基金繰入金	1,201,012	△827,000	374,012
	2 特別会計繰入金	9,417	1,659	11,076
21 諸収入		831,191	△4,291	826,900
	2 町預金利子	22	834	856
	4 雑入	787,169	△5,125	782,044
22 町債		493,559	△139,800	353,759
	1 町債	493,559	△139,800	353,759
歳 入 合 計		19,869,270	△491,679	19,377,591

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		131,247	△858	130,389
	1 議会費	131,247	△858	130,389
2 総務費		3,295,648	20,656	3,316,304
	1 総務管理費	2,302,579	61,160	2,363,739
	2 徴税費	651,002	△36,657	614,345
	3 戸籍住民基本台帳費	95,139	187	95,326
	4 選挙費	21,265	△2,241	19,024
	7 交通防犯対策費	204,668	△1,793	202,875
3 民生費		7,812,665	△65,456	7,747,209
	1 社会福祉費	4,125,180	△28,064	4,097,116
	2 児童福祉費	3,687,485	△37,392	3,650,093
4 衛生費		1,597,251	△22,092	1,575,159
	1 保健衛生費	703,085	13,397	716,482
	2 清掃費	894,166	△35,489	858,677
5 労働費		121,894	△1,300	120,594
	1 労働諸費	121,894	△1,300	120,594
7 商工費		284,130	△1,237	282,893
	1 商工費	284,130	△1,237	282,893
8 土木費		2,752,208	△357,225	2,394,983
	1 土木管理費	155,000	△2,860	152,140
	2 道路橋りょう費	751,416	△85,591	665,825
	3 河川費	23,683	△631	23,052
	5 都市計画費	1,798,308	△260,374	1,537,934
	6 住宅費	23,564	△7,769	15,795
9 消防費		682,254	△522	681,732
	1 消防費	682,254	△522	681,732
10 教育費		2,170,431	△63,733	2,106,698
	1 教育総務費	331,268	△5,277	325,991
	2 小学校費	516,136	△19,679	496,457
	3 中学校費	213,184	△10,975	202,209
	4 社会教育費	365,156	△12,546	352,610
	5 保健体育費	744,687	△15,256	729,431
14 予備費		34,686	88	34,774
	1 予備費	34,686	88	34,774
歳 出 合 計		19,869,270	△491,679	19,377,591

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	妊婦のための支援給付事業	1,221
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路用地先行取得事業	4,472
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道吉田線整備事業	22,802
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道藤江25号線整備事業	4,895
8 土木費	2 道路橋りょう費	都市計画道路名古屋半田線整備事業	9,040
8 土木費	2 道路橋りょう費	都市計画道路養父森岡線整備事業	35,270
8 土木費	5 都市計画費	市街化区域編入関係事業	3,828
合 計			81,528

第 3 表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路改良事業債	27,000	普通貸借 又 は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金及び県資金 についてはその融通条 件による。その他の場 合にはその債権者と協 定するものとする。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還し、又 は低利に借換すること ができる。
道路維持管理事業債	16,800			
都市公園整備事業債	287,100			
小学校施設整備事業債	59,300			
中学校施設整備事業債	20,700			

廃 止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画道路整備事業債	13,100	普通貸借 又 は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金及び県資金 についてはその融通条 件による。その他の場 合にはその債権者と協 定するものとする。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還し、又 は低利に借換すること ができる。

(単位：千円)

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
10,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
8,500			
198,400			
50,000			
16,700			

議案第18号

令和6年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,203千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,486,141千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		963,508	△19,968	943,540
	1 国民健康保険税	963,508	△19,968	943,540
2 県支出金		3,128,615	953	3,129,568
	1 県負担金・補助金	3,128,615	953	3,129,568
3 繰入金		342,199	17,774	359,973
	1 他会計繰入金	342,199	17,774	359,973
6 国庫支出金		12,529	38	12,567
	1 国庫補助金	12,529	38	12,567
歳 入 合 計		4,487,344	△1,203	4,486,141

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		3,072,313	2,500	3,074,813
	4 出産育児諸費	12,500	2,500	15,000
4 保健事業費		51,442	△3,703	47,739
	2 特定健康診査等事業費	45,498	△3,703	41,795
歳 出 合 計		4,487,344	△1,203	4,486,141

議案第19号

令和6年度東浦町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和6年度東浦町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「配水設備新設改良事業379,479千円」を「配水設備新設改良事業458,859千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	902,350千円	2,877千円	905,227千円
第3項 特別損失	10千円	2,877千円	2,887千円

（資本的収入及び支出）

第4条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第4条本文かつこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額516,721千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額579,980千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金488,433千円」を「過年度分損益勘定留保資金551,692千円」に改め、資本的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	74,394千円	16,121千円	90,515千円
第1項 負担金	74,394千円	16,121千円	90,515千円
	支	出	
第1款 資本的支出	591,115千円	79,380千円	670,495千円
第1項 建設改良費	387,926千円	79,380千円	467,306千円

令和7年2月28日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

議案第 26 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
5 1 8 8	生路 188 号線	東浦町大字生路字大砂除 21 番 3	
		東浦町大字生路字大砂除 18 番	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。